

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金

令和8年度 募集要領

1 趣旨

女性・若者を主体とした取組により、商店街の活性化を図るため、商店街等組織または女性・若者を中心とした団体等（以下「団体等」という。）が、自主的かつ主体的に行う事業を支援します。

2 補助対象者

交付対象となる団体は、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する団体等とします。

(1) 以下のアからウのいずれかに該当する商店街等組織

- ア 商店街等を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの
- イ 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
- ウ ア又はイに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(2) 以下のアからウのいずれかに該当する女性・若者を中心とした任意の団体であって、かつ、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

- ア 団体の構成員のうち、女性が3分の1以上を占める
- イ 団体の構成員のうち、年度年齢45歳以下の者が3分の1以上を占める
- ウ 団体の構成員のうち、女性と年度年齢45歳以下の男性が3分の1以上を占める

(3) 以下のアからウのいずれかに該当する広域的に連携して事業を行う場合であって、かつ、2(1)又は2(2)に該当する団体等

- ア 単一の市町村域において、2以上の団体等が連携している
- イ 複数の市町村域にまたがり、2以上の団体等が連携している
- ウ 団体等とその近隣に所在する大規模小売店舗が連携している

3 対象事業

交付対象となる事業は、以下の(1)から(6)のいずれかに該当し、(7)と(8)のどちらにも該当する商店街における女性・若者が関わる事業とします。

- (1) イベント事業
- (2) セミナー・ワークショップ事業
- (3) 交流事業
- (4) 商品開発事業
- (5) 交流拠点整備事業
- (6) その他商店街の活性化に資する事業
- (7) 令和7年度、市町村が交付する補助金等の交付を受けていない事業
- (8) 活動内容が公序良俗に反しない事業

4 対象経費

該当事業に要する経費であって、下表に掲げるもの

経費区分	内容
企画費	講師謝金、講師等旅費、会議費（会場費、資料代等）、賃借料、消耗品費
広告宣伝費	広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費（郵送費、運搬費）
会場費	会場費、賃借料（機材や備品等のレンタル・リース料）
管理費	補助員人件費、雑役務費

5 補助金額

交付する補助金の額は下記のとおりとします。

補助率	1年目	2年目	3年目
	3分の2以内	2分の1以内	3分の1以内
補助上限	40万円	30万円	20万円

※2年目・3年目の補助金は予算が講じられた場合のみとなります。

6 事業の実施期間

交付決定後から令和9年3月31日までに行う事業とします。

（ただし、交付決定前着手届の提出があった場合は、令和8年4月17日以降の事前着手日から令和9年3月31日までに行う事業とします。）

7 応募方法

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け5産政第258号。以下「交付要綱」という。）に基づき、申請に必要な書類を記入の上、関係書類を添付して、事業を実施する商店街のある市町村管轄の地域振興局商工観光課にご提出ください。ご提出いただいた書類は地域振興局を通じて長野県産業政策課に進達（回付）されます。

応募書類は長野県公式ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/syoutengai/nigiwai.html>

(1) 提出書類

① 交付申請

ア 5に規定する補助率の1年目に該当する団体等

- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 補助対象経費内訳書（別紙2）
- ・ 団体・組織の規約・定款等

※ 補助対象者選定審査委員会において補助金を交付することが適当と認められた場合は、別途、補助金交付申請書（様式第1号）と交付決定前着手届（様式第7号）（交付決定日前に事業開始する場合のみ）の提出を求めます。

イ ア以外の団体等

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 補助対象経費内訳書（別紙2）
- ・ 団体・組織の規約・定款等
- ・ 交付決定前着手届（様式第7号）（交付決定日前に事業開始する場合のみ）

- ② 実績報告
 - ・ 補助金実績報告書（様式第5号）
 - ・ 事業実績報告書（別紙1）
 - ・ 事業の分析と評価（別紙2）
 - ・ 支払い関係書類
 - ・ イベントのチラシや写真等、事業の内容が分かるもの
- ③ 補助金の請求
 - ・ 補助金請求書（様式第6号）

(2) 申請から実績報告までの流れ

- ① 補助対象者選定審査委員会の結果通知（6月下旬～7月上旬頃）

5に規定する補助率の1年目に該当する団体等においては、地域振興局商工観光課に提出された事業計画書をもとに審査委員会を開催し、地域振興局商工観光課から各団体等に結果をお知らせします。
- ② 交付決定（7月上旬～7月中旬頃）

地域振興局商工観光課に提出された交付申請書をもとに本庁において審査後、地域振興局商工観光課から各団体にお知らせします。
- ③ 実績報告書の提出（締切：事業完了後30日経過する前又は令和9年4月9日（金））

事業実施後に実績報告書を提出してください。
- ④ 額の確定通知書（実績報告提出後1か月以内）
- ⑤ 補助金請求書の提出（提出期限：額の確定通知に記載）

額の確定通知書を元に補助金請求書を提出してください。
- ⑥ 補助金の支払い

(3) 申請書提出先

事業を実施する商店街のある市町村を管轄する地域振興局商工観光課にご提出ください。
ご提出いただいた申請書は地域振興局を通じて本庁へ回付されます。
各地域振興局商工観光課の所在地・連絡先は「地域振興局商工観光課一覧」をご覧ください。

8 募集締切 令和8年6月15日（月）

9 事業の採択に当たっての審査の観点

申請のあった事業については、別表の項目により内容を審査し、交付対象の適否を判断します。
なお、予算額を上回る申請があった際には、交付対象となる事業と認められる場合であっても、事業の採択（交付決定）がなされないことがあります。

地域振興局商工観光課一覧

地域振興局	地域	住所	電話番号
佐久地域振興局	小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡	佐久市跡部 65-1	0267-63-3158
上田地域振興局	上田市、東御市、小県郡	上田市材木町 1-2-6	0268-25-7185
諏訪地域振興局	岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡	諏訪市上川 1 丁目 1644-10	0266-53-6000
上伊那地域振興局	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	伊那市荒井 3497	0265-76-6829
南信州地域振興局	飯田市、下伊那郡	飯田市追手町 2 丁目 678	0265-53-0432
木曾地域振興局	木曾郡	木曾郡木曾町福島 2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局	松本市、塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡	松本市大字島立 1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局	大町市、北安曇郡	大町市大字大町 1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局	長野市、須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、上水内郡	長野市大字南長野字南泉 町 686-1	026-234-9528
北信地域振興局	中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡	中野市大字壁田 955	0269-23-0219

(別表) 審査の項目

審査する区分	審査項目
(1) 資格	申請者要件（交付要綱第2条第2号又は第3号に該当するか）
(2) 対象事業	事業内容（交付要綱第3条に定める要件を満たすか）
(3) 目的の整合性	事業の目的
(4) 実施計画の妥当性	・スケジュール ・実現可能性 ・関係者の役割分担等
(5) 支援の必要性	・商店街の課題等の適切な分析 ・予定する事業の必要性
(6) 事業効果の最大化	・波及効果、関係者との連携効果 ・継続性（補助事業終了後の予定）
(7) 費用対効果	・事業費（事業内容と比較しての予算規模） ・費用の適正さ（経費・費目の適正を確認）
(8) 広域連携	・要件（交付要綱第2条第4号に該当するか） ・連携理由

※(8)は審査において加点項目となります。